

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 0 号  
発行日 令和 6 年 2 月 1 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○ 告 示

- ・ 地縁団体変更告示（殿自治会）  
（市民協働課）・・・ 1
- ・ あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者の変更に関する告示  
（企画政策課）・・・ 2
- ・ ふるさと納税収納代行事務委託に関する告示  
（企画政策課）・・・ 3
- ・ 綾部市指定地域密着型サービス事業者廃止告示  
（高齢者支援課）・・・ 4
- ・ 綾部市農林業事業費分担金徴収基準に関する告示の一部改正  
（林政課）・・・ 5
- ・ 綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部改正  
（社会福祉課）・・・ 6

### ○ 公 告

- ・ 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について  
（農業委員会）・・・ 12
- ・ 認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告  
（市民協働課）・・・ 13
- ・ 公共下水道管渠築造（5－1）工事と公共下水道関連配水管布設替（5－1）工事公募型指名競争入札について  
（監理課）・・・ 33
- ・ 公示送達

（市民・国保課）・・・ 45

- ・ 5 災第 2907 号、2908 号、2909 号犀川外 2 線河川道路災害復旧工事条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 46
- ・ 5 災第 2915 号、2916 号川北川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 57
- ・ 5 災第 2901 号市道深山線外 1 川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 67
- ・ 5 災第 2920 号、2921 号、2922 号見内川外 1 川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 78
- ・ 5 災第 2929 号市道小畑下川線外 1 川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 89
- ・ 綾部市営住宅の入居者募集公告  
（建築課）・・・ 99
- 教育委員会告示
  - ・ 令和 5 年度第 1 1 回（1 月）綾部市教育委員会会議の招集告示  
・・・ 111
  - ・ 綾部市地域教育推進員設置要綱の一部改正  
・・・ 112

綾部市告示第1号

地縁による団体「殿自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和6年1月5日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町村中51-1 吉 田 丈 晴 に変更する  
事務所を 綾部市八津合町村中51-1 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第2号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者の指定告示（令和4年綾部市告示第90号）に変更があったため告示する。

令和6年1月16日

綾部市長 山崎善也

1 変更理由

令和6年1月16日付で指定納付受託者である株式会社トラストバンクが本店を移転したため。

2 変更内容

指定納付受託者の名称及び所在地（令和6年1月16日以降）

名 称	所 在 地
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7 31番地
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7 31番地
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
株式会社 DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S ビル N 棟 2階

綾部市告示第3号

ふるさと納税収納代行事務委託告示（令和5年綾部市告示第71号）に変更があったため告示する。

令和6年1月16日

綾部市長 山崎善也

1 変更理由

令和6年1月16日付で委託先である株式会社トラストバンクが本店を移転したため。

2 変更内容

委託先（令和6年1月16日以降）

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号

氏 名	住 所
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス

氏 名	住 所
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階

綾部市告示第4号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月18日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人松寿苑
- 2 サービスの種類 認知症対応型通所介護（共用型）  
介護予防認知症対応型通所介護（共用型）
- 3 事業所の名称 グループホームたのやま（共用型デイ）
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市田野町田野山2番地183
- 5 指定事業所番号 2671800155
- 6 廃止の年月日 令和6年1月31日

# 告 示

## 綾部市告示第6号

綾部市農林業事業費分担金徴収基準に関する告示（平成15年綾部市告示第106号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月23日

綾部市長 山崎善也

綾部市農林業事業費分担金徴収基準の表中

「

小規模治山事業	—	50	25	25	—	—	—	—	
---------	---	----	----	----	---	---	---	---	--

を

」

「

小規模治山事業	—	50	25	25	—	—	—	—	
林地崩壊防止事業	50	25	12.5	12.5	—	—	50	50	

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和6年1月23日から施行する。

綾部市告示第7号

綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和4年綾部市告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

綾部市長 山崎善也

第3条第1項中「1日」の次に「又は12月1日」を加える。

第4条中「1世帯あたり3万円」を「令和5年6月1日を基準日とする世帯は1世帯当たり3万円とし、同年12月1日を基準日とする世帯は1世帯あたり7万円」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 市長は、前条の規定にかかわらず、第3条に規定する支給対象者のうち令和5年6月1日を基準日とする価格高騰重点支援給付金を支給した者に対し、同年12月1日を基準日とする価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出は、価格高騰重点支援給付金受給拒否の届出書（様式第4号）により行わなければならない。

3 市長は、第1項の申込みから10日以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。

第7条第1項中「前条」を「第6条」に改める。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、令和5年12月1日を基準日とする給付分の提出期限は、市長が別に定める日とする。

様式第1号を次のように改める。

様

年 月 日

綾部市長

価格高騰重点支援給付金支給要件確認書

価格高騰重点支援給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、お知らせします。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書を返送してください。

支給方法  
支給日  
支給額 円

●世帯主の方が記入してください。

確認欄（①、②の項目を確認し、確認後にチェック欄□にレを入れてください）

Table with 2 rows and 2 columns. Row 1: [ ] ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。 Row 2: [ ] ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方に該当する場合に限り、支給対象となり、給付金が受け取れます。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※ 年 月 日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄の□にチェック✓をしてください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

※日中に連絡可能な電話番号

Table with 4 columns: 世帯主氏名, 確認日 (年 月 日), 連絡先電話番号

●受給する口座を選んでください。（①～③のいずれかのチェック欄□にレを入れてください）

Two tables for account selection. Table 1: ① 公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座 (時点) with fields for 金融機関名, 口座名義人, 口座番号. Table 2: ② 前回の受給口座で受給します。 ※以前の給付金を受け取った口座 with fields for 金融機関名, 口座名義人, 口座番号.

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください）

Table for alternative account selection. Row 1: ③ 下記の口座への振込を希望します。（右面に振込先金融機関口座等書類の添付が必要です）. Row 2: Headers for 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ). Row 3: Details for 金融機関名 (銀行, 金庫, 信組), 支店名 (本・支店, 本・支所, 出張所), 分類 (1普通, 2当座), 口座番号 (with vertical lines), 口座名義(カナ). Row 4: Headers for ゆうちょ銀行, 通帳記号, 通帳番号, 口座名義(カナ). Row 5: Details for ゆうちょ銀行 (with vertical lines), 通帳記号 (6桁, ※), 通帳番号 (with vertical lines), 口座名義(カナ).

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、綾部市役所 社会福祉課 (0773-42-3280(代)内403)までご連絡ください。

代理人が確認する場合は、右面の代理確認（受給）に記入してください。



# 告 示

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日  年 月 日	代理人住所  日中に連絡可能な電話番号 ( )
	上記の者を代理人と認め、 重点支援給付金の 〔 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 〕 を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	給付対象 世帯主氏名	署名 (又は記名押印) <div style="text-align: right;">(印)</div>	

## 告 示

様式第2号中「6月1日」を「12月1日」に、「6月1日」を「12月1日」に改め、「、かつ、令和6年2月16日までに」を削る。

様式第3号中「、かつ、令和6年2月16日までに」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

価格高騰重点支援給付金受給拒否の届出書

綾部市長 様

市区町村  
受付印

- 1, 私は、「価格高騰重点支援給付金」7万円の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「価格高騰重点支援給付金」7万円の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

印

※署名又は記名押印

届出者連絡先

( )

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

綾部市公告第 1 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 1 月 1 5 日から令和 6 年 1 月 3 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年1月19日

綾部市長 山崎善也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

馬場自治会

(2) 区域

綾部市八津合町馬場及び馬場崎までの区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市八津合町馬場95番地の1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	保安林	7130平方メートル	綾部市八津合町大尾曾14番
②	保安林	10776平方メートル	綾部市八津合町大尾曾18番
③	保安林	39725平方メートル	綾部市睦合町通谷1番3
④	保安林	63480平方メートル	綾部市睦合町通谷北側1番4
⑤	保安林	684平方メートル	綾部市睦合町奥通谷19番戊
⑥	保安林	2842平方メートル	綾部市八津合町大尾曾5番
⑦	保安林	981平方メートル	綾部市八津合町大尾曾16番
⑧	保安林	2105平方メートル	綾部市八津合町大尾曾23番

⑨	山林	1 1 1 7 平方メートル	綾部市八津合町水ノ本 9 番
⑩	山林	4 9 1 9 平方メートル	綾部市八津合町水ノ本 8 0 1 5 番
⑪	山林	2 5 1 平方メートル	綾部市八津合町水ノ本 8 0 1 8 番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①綾部市八津合町大尾曾 1 4 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 6 番地

氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 8 番戸

氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 7 番戸

氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 7 8 番戸

氏名 本田 國松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 9 番戸

氏名 井上 貞太郎

②綾部市八津合町大尾曾 1 8 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 9 番戸

氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 8 番戸

氏名 清水 定吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 7 番戸

氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 7 8 番戸

氏名 本田 国松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 6 番地

氏名 波多野 歌吉

③綾部市睦合町通谷 1 番 3

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場 4 番地  
氏名 藤崎 實

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場 6 4 番地  
氏名 藤崎 時夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場 2 9 番地  
氏名 西川 與作

住所 京都府綾部市八津合町馬場 3 番地  
氏名 藤崎 実

住所 京都府綾部市八津合町馬場 4 番地  
氏名 寺垣 康治

住所 京都府綾部市八津合町馬場 2 8 番地  
氏名 波多野 長治郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 5 番地  
氏名 藤崎 要

住所 京都府綾部市八津合町馬場 3 0 番地  
氏名 西川 禎佑

住所 京都府綾部市八津合町馬場 3 4 番地  
氏名 西川 清司

住所 京都府綾部市八津合町馬場 4 3 番地  
氏名 波多野 貞

住所 京都府綾部市八津合町馬場 4 9 番地  
氏名 清水 久三

住所 京都府綾部市八津合町馬場 8 0 番地  
氏名 西川 幸次郎



住所 京都府綾部市八津合町馬場5 2 番地の1  
氏名 清水 弘

住所 京都府綾部市八津合町馬場5 6 番地  
氏名 清水 義松

住所 京都府綾部市八津合町馬場5 7 番地  
氏名 井上 貞一

住所 京都府綾部市野田町須知山1 1 0 番地の1 0  
氏名 藤崎 時夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場崎2 番地の1  
氏名 藤崎 利一

住所 京都府綾部市八津合町馬場6 5 番地の1  
氏名 古和田 守

住所 京都府綾部市八津合町馬場7 3 番地  
氏名 井上 五郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場8 4 番地  
氏名 寺垣 精一

住所 京都府綾部市八津合町馬場9 4 番地  
氏名 本田 正

住所 京都府綾部市八津合町馬場9 9 番地  
氏名 本田 静夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場1 0 4 番地  
氏名 寺垣 豊

住所 京都府綾部市八津合町馬場7 4 番地  
氏名 波多野 政夫

④綾部市睦合町通谷北側1 番 4

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場4 番地  
氏名 藤崎 實

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場6 4 番地の1  
氏名 藤崎 時夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場2 9 番地  
氏名 西川 與作

住所 京都府綾部市八津合町馬場3 番地  
氏名 藤崎 実

住所 京都府綾部市八津合町馬場4 番地  
氏名 寺垣 康治

住所 京都府綾部市八津合町馬場2 8 番地  
氏名 波多野 長治郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場5 番地  
氏名 藤崎 要

住所 京都府綾部市八津合町馬場3 0 番地  
氏名 西川 禎佑

住所 京都府綾部市八津合町馬場3 4 番地  
氏名 西川 清司

住所 京都府綾部市八津合町馬場4 3 番地  
氏名 波多野 貞

住所 京都府綾部市八津合町馬場4 9 番地  
氏名 清水 久三

住所 京都府綾部市八津合町馬場8 0 番地  
氏名 西川 幸次郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場5 2 番地の1  
氏名 清水 弘

住所 京都府綾部市八津合町馬場5 6 番地  
氏名 清水 義松

住所 京都府綾部市八津合町馬場5 7 番地  
氏名 井上 貞一

住所 京都府綾部市野田町須知山1 1 0 番地の1 0  
氏名 藤崎 時夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場崎2 番地の1  
氏名 藤崎 利一

住所 京都府綾部市八津合町馬場6 5 番地の1  
氏名 古和田 守

住所 京都府綾部市八津合町馬場7 3 番地  
氏名 井上 五郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場8 4 番地  
氏名 寺垣 精一

住所 京都府綾部市八津合町馬場9 4 番地  
氏名 本田 正

住所 京都府綾部市八津合町馬場9 9 番地  
氏名 本田 静夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場1 0 4 番地  
氏名 寺垣 豊

住所 京都府綾部市八津合町馬場7 4 番地  
氏名 波多野 政夫

⑤綾部市睦合町奥通谷1 9 番戊

住所 京都府綾部市大字八津合小字馬場6 4 番地  
氏名 藤崎 時夫

住所 京都府綾部市大字八津合小字馬場6 5 番地

氏名 古和田 守

住所 京都府綾部市八津合町馬場 2 9 番地

氏名 西川 與作

住所 京都府綾部市八津合町馬場 3 番地

氏名 藤崎 実

住所 京都府綾部市八津合町馬場 4 番地

氏名 寺垣 康治

住所 京都府綾部市八津合町馬場 2 8 番地

氏名 波多野 長治郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 5 番地

氏名 藤崎 要

住所 京都府綾部市八津合町馬場 3 0 番地

氏名 西川 禎佑

住所 京都府綾部市八津合町馬場 3 4 番地

氏名 西川 清司

住所 京都府綾部市八津合町馬場 4 3 番地

氏名 波多野 貞

住所 京都府綾部市八津合町馬場 4 9 番地

氏名 清水 久三

住所 京都府綾部市八津合町馬場 8 0 番地

氏名 西川 幸次郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 5 2 番地の 1

氏名 清水 弘

住所 京都府綾部市八津合町馬場 5 6 番地

氏名 清水 義松

住所 京都府綾部市八津合町馬場 5 7 番地

氏名 井上 貞一

住所 京都府綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0

氏名 藤崎 時夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場崎 2 番地の 1

氏名 藤崎 利一

住所 京都府綾部市八津合町馬場 6 5 番地の 1

氏名 古和田 守

住所 京都府綾部市八津合町馬場 7 3 番地

氏名 井上 五郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 8 4 番地

氏名 寺垣 精一

住所 京都府綾部市八津合町馬場 9 4 番地

氏名 本田 正

住所 京都府綾部市八津合町馬場 9 9 番地

氏名 本田 静夫

住所 京都府綾部市八津合町馬場 1 0 4 番地

氏名 寺垣 豊

住所 京都府綾部市八津合町馬場 7 4 番地

氏名 波多野 政夫

⑥綾部市八津合町大尾曾 5 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 藤崎 菊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 寺垣 治三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 藤崎 兼吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 西川 清右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 波多野 太藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 西川 筆吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 波多野 実太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 清水 幸吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 藤崎 与兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 西川 祐三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 寺垣 長左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 本田 国恠

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 寺垣 喜太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 寺垣 長右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 古和田 仲助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 藤崎 芳太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 波多野 豊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合  
氏名 井上 傳兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場2 9番地  
氏名 西川 兼太郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場9 9番地  
氏名 本田 静夫

⑦綾部市八津合町大尾曾1 6番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場3番地  
氏名 藤崎 菊之輔

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合1 5 7番戸  
氏名 寺垣 治三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合1 5 9番戸  
氏名 藤崎 兼吉

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 0 番戸  
氏名 西川 清右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 1 番戸  
氏名 波多野 太藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 3 0 番地  
氏名 西川 筆吉

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 4 番戸  
氏名 波多野 実太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 5 番戸  
氏名 清水 幸吉

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 7 番戸  
氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 8 番戸  
氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 6 4 番地  
氏名 藤崎 與吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 8 0 番地  
氏名 西川 祐三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 7 8 番戸  
氏名 本田 國松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 8 4 番地  
氏名 寺垣 徳助

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 8 0 番戸  
氏名 寺垣 彦太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 7 4 番戸  
氏名 波多野 豊吉



住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 7 1 番戸  
氏名 古和田 仲助

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 7 2 番戸  
氏名 藤崎 芳太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 6 番戸  
氏名 波多野 鶴吉

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合 1 6 9 番戸  
氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 6 番地  
氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 3 番地  
氏名 井上 卯吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 8 4 番地  
氏名 寺垣 精一

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場 2 9 番地  
氏名 西川 兼太郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 9 9 番地  
氏名 本田 静夫

⑧綾部市八津合町大尾曾 2 3 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 3 番地  
氏名 藤崎 菊之輔

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 7 番戸  
氏名 寺垣 治三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 9 番戸  
氏名 藤崎 兼吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合160番戸  
氏名 西川 清右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合161番戸  
氏名 波多野 太藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場30番地  
氏名 西川 筆吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合164番戸  
氏名 波多野 実太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合165番戸  
氏名 清水 幸吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合167番戸  
氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合168番戸  
氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場64番地  
氏名 藤崎 與吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場80番地  
氏名 西川 祐三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合178番戸  
氏名 本田 國松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場84番地  
氏名 寺垣 徳助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合180番戸  
氏名 寺垣 彦太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合174番戸  
氏名 波多野 豊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 7 1 番戸  
氏名 古和田 仲助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 7 2 番戸  
氏名 藤崎 芳太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 6 番戸  
氏名 波多野 鶴吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 9 番戸  
氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 6 番地  
氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 3 番地  
氏名 井上 卯吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 8 4 番地  
氏名 寺垣 精一

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場 2 9 番地  
氏名 西川 兼太郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 9 9 番地  
氏名 本田 静夫

⑨綾部市八津合町水ノ本 9 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 3 番地  
氏名 藤崎 菊之輔

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 7 番戸  
氏名 寺垣 治三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 9 番戸  
氏名 藤崎 兼吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合160番戸  
氏名 西川 清右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合161番戸  
氏名 波多野 太藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場30番地  
氏名 西川 筆吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合164番戸  
氏名 波多野 実太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合165番戸  
氏名 清水 幸吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合167番戸  
氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合168番戸  
氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場64番地  
氏名 藤崎 与吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場80番地  
氏名 西川 祐三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合178番戸  
氏名 本田 國松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場84番地  
氏名 寺垣 徳助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合180番戸  
氏名 寺垣 彦太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合174番戸  
氏名 波多野 豊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合171番戸  
氏名 古和田 仲助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合172番戸  
氏名 藤崎 芳太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合166番戸  
氏名 波多野 鶴吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合169番戸  
氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場76番地  
氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場73番地  
氏名 井上 卯吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場84番地  
氏名 寺垣 精一

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場29番地  
氏名 西川 兼太郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場99番地  
氏名 本田 静夫

⑩綾部市八津合町水ノ本8015番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場3番地  
氏名 藤崎 菊之輔

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合157番戸  
氏名 寺垣 治三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合159番戸  
氏名 藤崎 兼吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合160番戸

氏名 西川 清右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合161番戸

氏名 波多野 太藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場30番地

氏名 西川 筆吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合164番戸

氏名 波多野 実太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合165番戸

氏名 清水 幸吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合167番戸

氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合168番戸

氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場64番地

氏名 藤崎 与吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場80番地

氏名 西川 祐三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合178番戸

氏名 本田 國松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場84番地

氏名 寺垣 徳助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合180番戸

氏名 寺垣 彦太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合174番戸

氏名 波多野 豊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合171番戸

氏名 古和田 仲助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 7 2 番戸  
氏名 藤崎 芳太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 6 番戸  
氏名 波多野 鶴吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 9 番戸  
氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 6 番地  
氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 7 3 番地  
氏名 井上 卯吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 8 4 番地  
氏名 寺垣 精一

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場 2 9 番地  
氏名 西川 兼太郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場 9 9 番地  
氏名 本田 静夫

①綾部市八津合町水ノ本 8 0 1 8 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場 3 番地  
氏名 藤崎 菊之輔

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 7 番戸  
氏名 寺垣 治三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 9 番戸  
氏名 藤崎 兼吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 0 番戸  
氏名 西川 清右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 6 1 番戸

氏名 波多野 太藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場30番地

氏名 西川 筆吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合164番戸

氏名 波多野 実太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合165番戸

氏名 清水 幸吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合167番戸

氏名 清水 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合168番戸

氏名 清水 重吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場64番地

氏名 藤崎 与吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場80番地

氏名 西川 祐三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合178番戸

氏名 本田 國松

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場84番地

氏名 寺垣 徳助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合180番戸

氏名 寺垣 彦太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合174番戸

氏名 波多野 豊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合171番戸

氏名 古和田 仲助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合172番戸



氏名 藤崎 芳太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合166番戸

氏名 波多野 鶴吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合169番戸

氏名 井上 貞太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場76番地

氏名 波多野 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場73番地

氏名 井上 卯吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字馬場84番地

氏名 寺垣 精一

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字馬場29番地

氏名 西川 兼太郎

住所 京都府綾部市八津合町馬場99番地

氏名 本田 静夫

### 3 公告期間

令和6年1月19日から令和6年4月19日まで

### 4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第3号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（5－1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（5－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和6年1月22日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第505 111号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（5－1）工事  
公共下水道関連配水管布設替（5－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 2 4 8 m  
管渠工 V U 1 5 0 L = 1 3 1 m  
マンホール設置工 N = 1 8 基  
汚水枳及び取付管工 N = 1 4 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P ( G X ) φ 1 5 0 L = 1 0 8 m  
配水管布設工 D C I P ( G X ) φ 7 5 L = 2 3 2 m  
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 1 5 4 m  
給水戸数 N = 1 1 戸  
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和6年2月20日から  
令和6年3月31日まで（41日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級

で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和5年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が850点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2 ( 8 ) を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

##### ( 1 ) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和 6 年 1 月 2 2 日 ( 月 ) 午前 9 時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当 ( 本庁東 3 階 ) とし、代金は 5 , 4 6 0 円です。

##### ( 2 ) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和 6 年 1 月 2 5 日 ( 木 ) 午前 9 時から午後 6 時まで  
令和 6 年 1 月 2 6 日 ( 金 ) 午前 9 時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で 1 月 2 5 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加者への通知

- ( 1 ) 入札通知書及び非指名通知書については、令和 6 年 1 月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- ( 2 ) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して 5 日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和 6 年 2 月 1 日 ( 木 ) から  
令和 6 年 2 月 2 日 ( 金 ) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時 ( 最終日は正午 ) までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和 6 年 2 月 5 日 ( 月 ) 午後 5 時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

##### ( 1 ) 入札期間

①期間 令和6年2月9日（金）午前9時から午後6時まで  
令和6年2月13日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は2月9日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年2月14日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号 .....  
2 工 事 名 .....  
3 場 所 .....  
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

### 記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）



様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

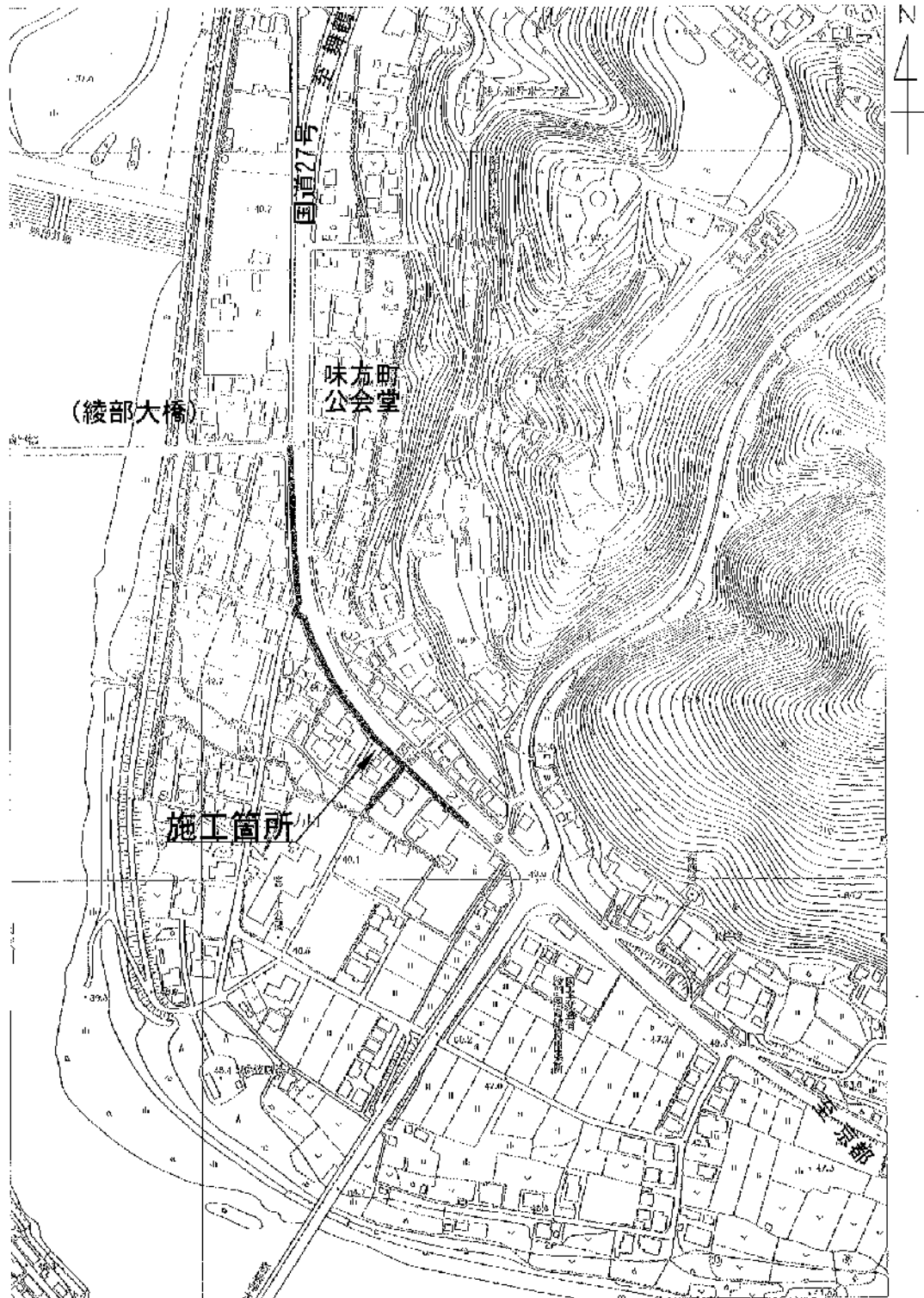
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

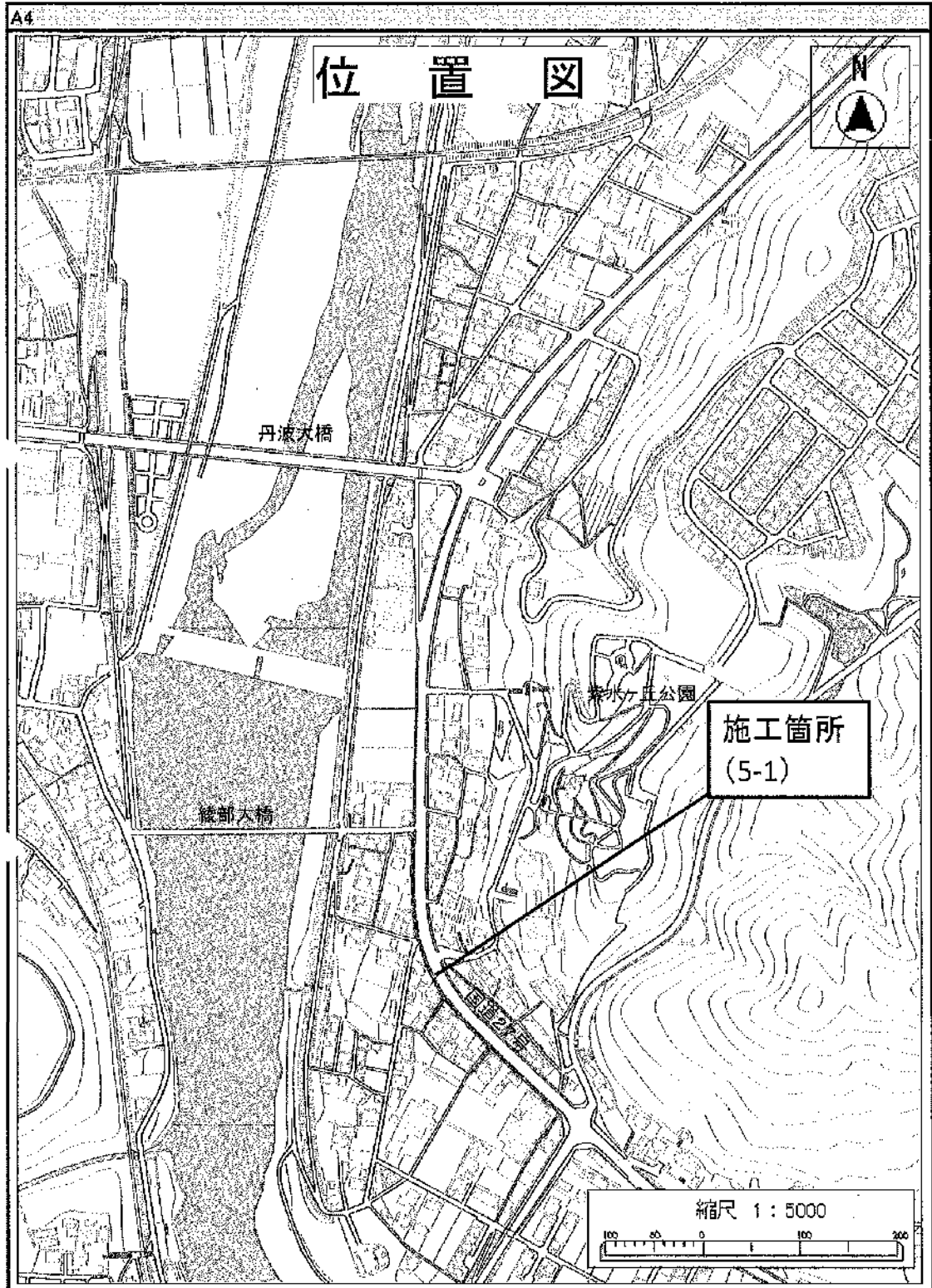
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

# 位置図



公共下水道管渠築造（5-1）工事



綾部市公告第4号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和6年1月22日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2907 号、2908 号、2909 号犀川外 2 線河川道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 1 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 5 1 1 2 号
- (2) 工 事 名 5 災第 2907 号、2908 号、2909 号犀川外 2 線河川道路災害復旧工事
- (3) 工事場所 綾部市内久井町 (別添位置図参照)
- (4) 工事概要
- 5 災第 2907 号 L = 1 5 . 0 m (右岸 L = 1 5 . 0 m)
- コンクリートブロック積  $A = 3 3 \text{ m}^2$
- 小口止 N = 2 箇所
- すり付け工 (石積)  $A = 2 \text{ m}^2$
- すり付け工 (コンクリートブロック積)  $A = 1 \text{ m}^2$
- 工事用道路 (敷砂利) L = 1 4 2 m
- 締切排水工 一式
- (単費分)
- 堤防盛土工  $V = 6 \text{ m}^3$
- 5 災第 2908 号 L = 1 8 . 0 m (右岸 L = 1 8 . 0 m)
- かごマット (多段積型)  $A = 3 5 \text{ m}^2$
- かごマット (多段積型) 再設置  $A = 1 0 \text{ m}^2$
- 大型土のう袋撤去 一式
- 工事用道路 (敷砂利) L = 9 0 m
- 締切排水工 一式
- (単費分)
- 堤防盛土工  $V = 1 6 \text{ m}^3$
- 5 災第 2924 号 L = 1 3 . 6 m W = 4 . 2 m
- コンクリートブロック積  $A = 1 1 \text{ m}^2$
- 小口止 N = 1 箇所
- すりつけ工 (石積)  $A = 1 \text{ m}^2$
- 張コンクリート工  $A = 5 \text{ m}^2$
- アスファルト舗装  $A = 3 \text{ m}^2$
- 締切排水工 一式



5 災第 2925 号 L = 19.0 m W = 3.0 ~ 3.3 m

コンクリートブロック積 A = 75 m<sup>2</sup>

小口止 N = 2 箇所

取付工 (石積) A = 7 m<sup>2</sup>

植生シート A = 4 m<sup>2</sup>

アスファルト舗装 A = 21 m<sup>2</sup>

5 災第 2909 号 L = 59.0 m (右岸 L = 59.0 m)

コンクリートブロック積 A = 140 m<sup>2</sup>

小口止 N = 3 箇所

すり付け工 (石積) A = 6 m<sup>2</sup>

工事用道路 (敷鉄板) L = 105 m

締切排水工 一式

(単費分)

堤防盛土工 V = 49 m<sup>3</sup>

- (5) 予定工期 令和 6 年 2 月 28 日から  
令和 6 年 3 月 31 日まで (33 日間)

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A1 等級又は A 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予



定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年1月30日(火)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は2,340円です。

##### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月2日(金)午前9時から午後6時まで

令和6年2月5日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年2月9日(金)から

令和6年2月13日(火)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年2月15日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年2月20日(火) 午前9時から午後6時まで  
令和6年2月21日(水) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は2月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年2月22日(木) 午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

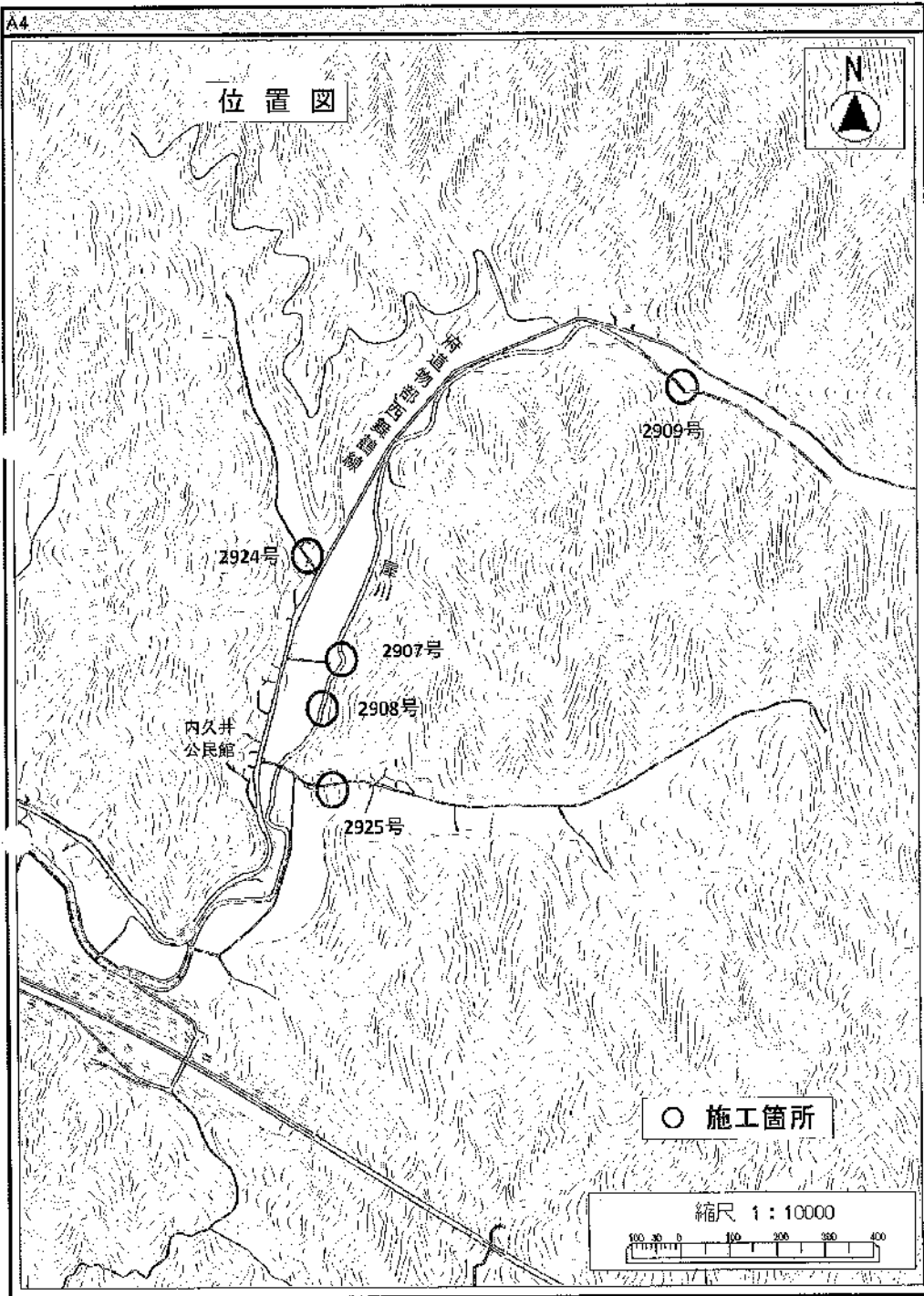
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第 6 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2915 号、2916 号川北川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 1 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 1 1 3 号  |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2915 号、2916 号川北川河川災害復旧工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市別所町 (別添位置図参照)   |
| (4) 工事概要  | <p>5 災第 2915 号 L = 1 4 . 0 m (左岸 L = 1 4 . 0 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 2 5 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A = 4 m<sup>2</sup></p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 7 3 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2916 号 L = 2 3 . 0 m (左岸 L = 2 3 . 0 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 5 6 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>雑工 (石積) A = 1 m<sup>2</sup></p> <p>袋詰玉石 (2 t) N = 1 1 袋</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 5 3 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>(単費分) L = 9 5 . 3 m</p> <p>かごマット (多段積型) A = 7 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>すりつけ工 (石積) A = 3 m<sup>2</sup></p> <p>張コンクリート工 A = 8 6 m<sup>2</sup></p> <p>袋詰玉石 (2 t) N = 3 袋</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 6 5 m</p> <p>締切排水工 一式</p> |
| (5) 予定工期  | <p>令和 6 年 2 月 2 8 日から</p> <p>令和 6 年 3 月 3 1 日まで (3 3 日間)</p>   |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請

に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年1月30日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,750円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月2日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月5日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月 9日（金）から  
令和6年2月13日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月15日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年2月20日（火）午前9時から午後6時まで  
令和6年2月21日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は2月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年2月22日（木）午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)



**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

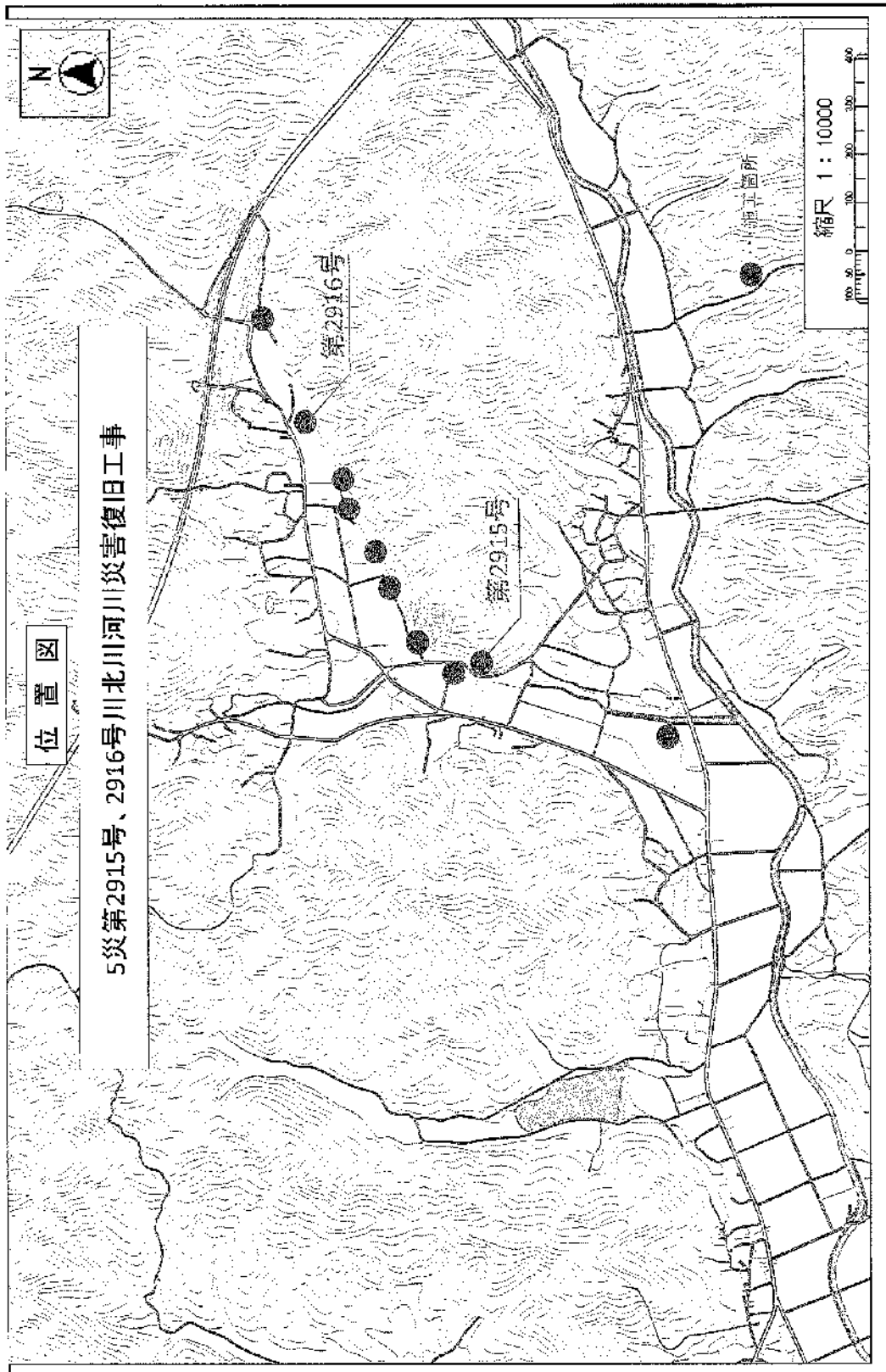
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第7号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2901 号市道深山線外 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年1月30日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 114号  |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2901 号市道深山線外 1 川道路河川災害復旧工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市篠田町外 (別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | <p>5 災第 2901 号 L = 5. 0 m W = 3. 8 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 19 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 7 m<sup>2</sup></p> <p>取付工 (植生土のう) A = 1 m<sup>2</sup></p> <p>雑工 (コンクリートブロック積) A = 1 m<sup>2</sup></p> <p>植生シート工 A = 3 m<sup>2</sup></p> <p>5 災第 2934 号 L = 10. 1 m (左岸 L = 10. 1 m、右岸 L = 6. 0 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 45 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 3 箇所</p> <p>雑工 (コンクリートブロック積) A = 1 m<sup>2</sup></p> <p>雑工 (石積) A = 2 m<sup>2</sup></p> <p>根固め工 (ふとんかご) L = 4 m</p> <p>工事用道路 (敷砂利) L = 25 m</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 34 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2935 号 L = 7. 5 m (左岸 L = 7. 5 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 16 m<sup>2</sup></p> <p>工事用道路 (敷砂利) L = 30 m</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 11 m</p> <p>締切排水工 一式</p> |
| (5) 予定工期  | <p>令和6年2月28日から</p> <p>令和6年3月31日まで (33日間)</p>   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年1月30日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,580円です。

### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月2日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月5日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月 9日（金）から  
令和6年2月13日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月15日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年2月20日（火）午前9時から午後6時まで  
令和6年2月21日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は2月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時



令和6年2月22日（木）午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)  
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)  
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

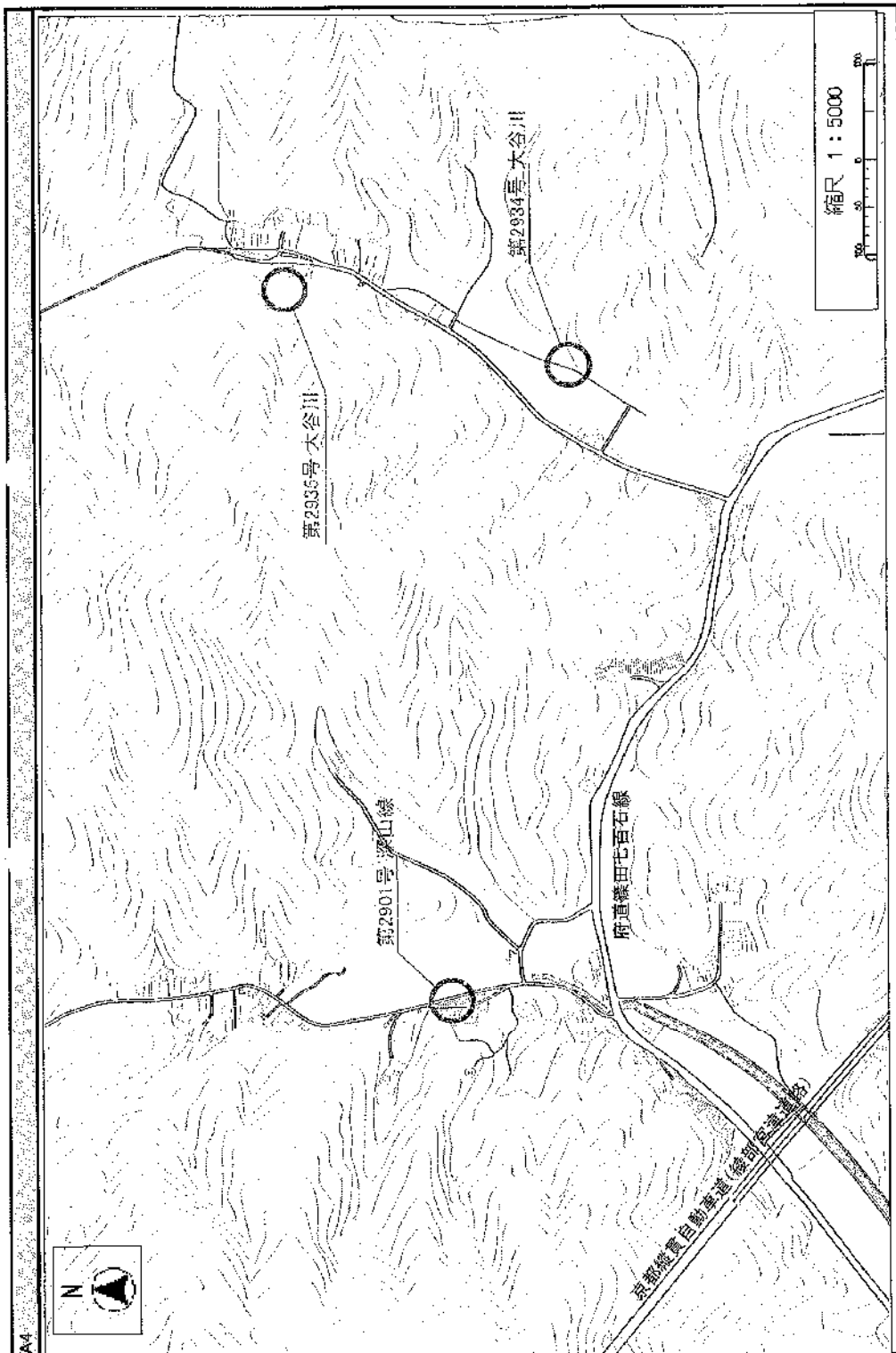
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2920 号、2921 号、2922 号見内川外 1 川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 1 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 1 1 5 号   |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2920 号、2921 号、2922 号見内川外 1 川河川災害復旧工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市於与岐町 (別添位置図参照)   |
| (4) 工事概要  | <p>5 災第 2920 号 L = 6. 0 m (左岸 L = 6. 0 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 1 6 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A = 3 m<sup>2</sup></p> <p>床止めコンクリート工 A = 1 1 m<sup>2</sup></p> <p>構造物取壊し工 V = 1 2 m<sup>3</sup></p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 3 2 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2921 号 L = 4. 0 m (右岸 L = 4. 0 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 7 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A = 1 m<sup>2</sup></p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 1 2 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>5 災第 2922 号 L = 1 6. 0 m (右岸 L = 1 6. 0 m)</p> <p>コンクリートブロック積 A = 2 8 m<sup>2</sup></p> <p>小口止 N = 1 箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A = 1 m<sup>2</sup></p> <p>構造物取壊し工 一式</p> <p>排水管工 (VP φ 1 0 0) L = 0. 5 m</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 2 5 m</p> <p>締切排水工 一式</p> <p>下ノ谷川河川災害復旧工事 (単費災)</p> <p>土砂浚渫 水路外 V = 0. 7 m<sup>3</sup></p> |

土砂浚渫 水路内  $V = 46 \text{ m}^3$

- (5) 予定工期 令和6年2月28日から  
令和6年3月31日まで（33日間）

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

- (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年1月30日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,550円で



す。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年2月2日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和6年2月5日(月) 午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で2月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月 9日(金) から  
令和6年2月13日(火) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月15日(木) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年2月20日(火) 午前9時から午後6時まで  
令和6年2月21日(水) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は2月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年2月22日（木）午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

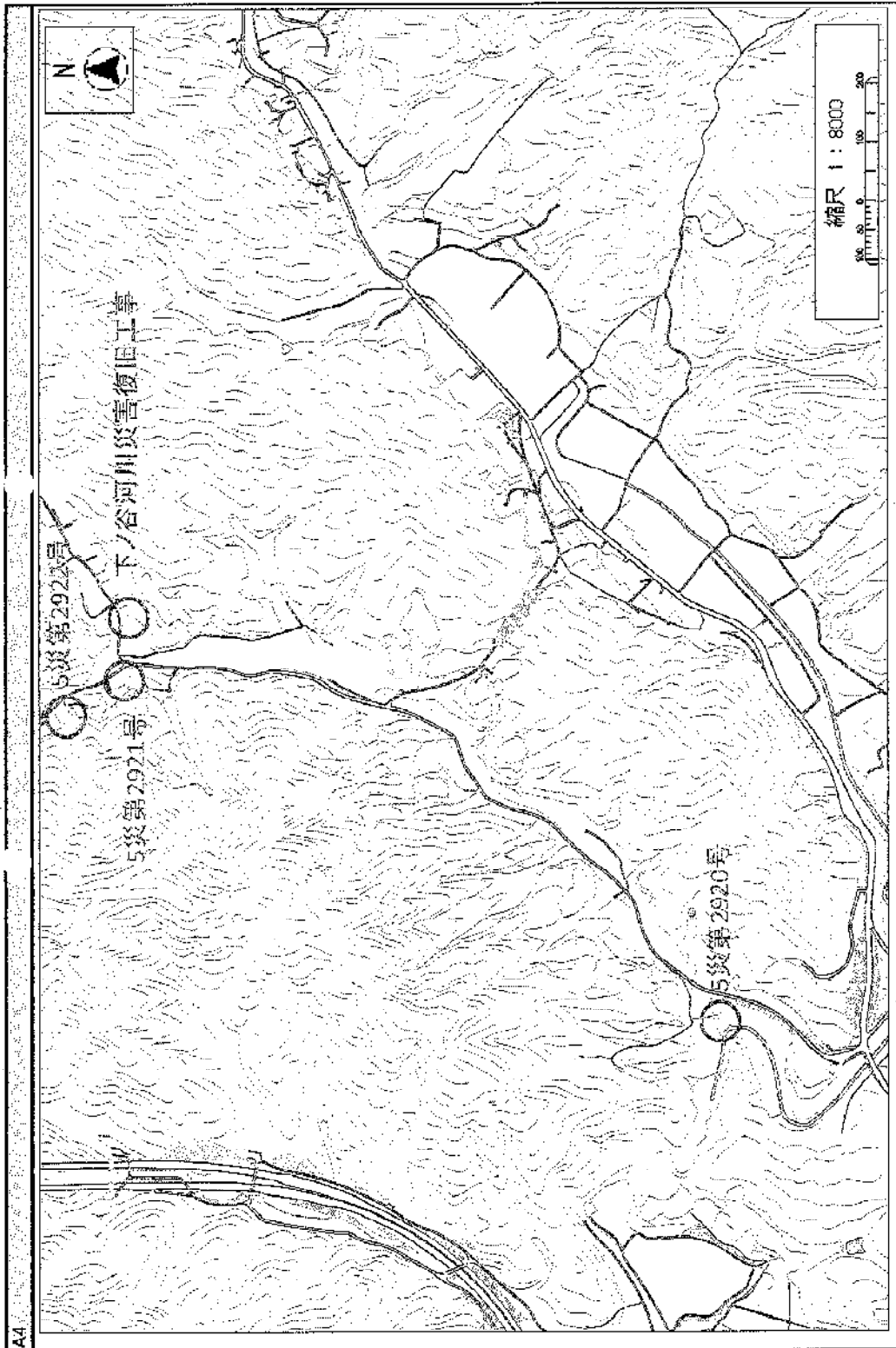
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第9号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、5 災第 2929 号市道小畑下川線外 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年1月30日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 116号  |
| (2) 工 事 名 | 5 災第 2929 号市道小畑下川線外 1 川道路河川災害復旧工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市小畑町外 (別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | 5 災第 2929 号 L = 5. 0 m W = 2. 1 ~ 2. 4 m<br>コンクリートブロック積 A = 8 m <sup>2</sup><br>小口止 N = 2 箇所<br>取付工 (石積) A = 5 m <sup>2</sup><br>アスファルト舗装 A = 2 m <sup>2</sup><br>新庄川河川整備工事 (単費分) L = 15. 0 m (左岸 L = 15. 0 m)<br>かごマット (多段積型) A = 30 m <sup>2</sup><br>工事用道路 (敷鉄板) L = 15 m<br>締切排水工 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和6年2月28日から<br>令和6年3月31日まで (33日間)  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年1月30日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,190円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年2月2日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年2月5日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で2月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年2月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年2月 9日（金）から  
令和6年2月13日（火）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年2月15日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年2月20日（火）午前9時から午後6時まで  
令和6年2月21日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は2月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、2月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年2月22日（木）午後2時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)



**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

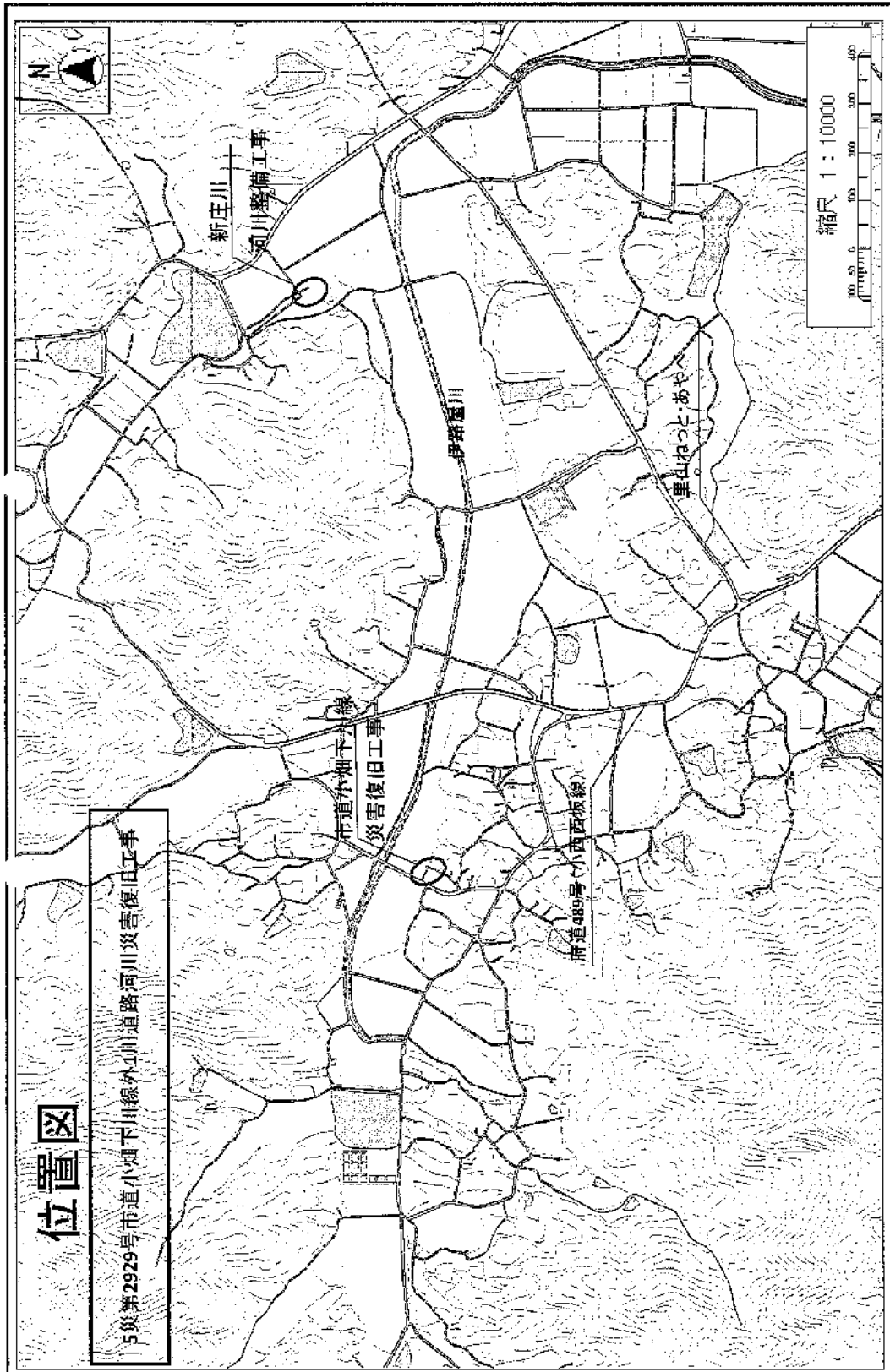
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第10号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和6年2月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集団地一覧

（1LDK：主に単身用）

団地名 （建設年）	所在地	構 造	間取り	募集戸数	家賃月額（円）
レジデンス川糸 （令和5年）	川糸町	軽量鉄骨造	1LDK	2戸	13,500～

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は最長20年間となります。
- ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月3,000円（税別）】
  - ・公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
  - ・ペット等の飼育はできません。
  - ・家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和6年2月1日（木）から2月29日（木）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和6年2月20日（火）から2月29日（木）まで ※土・日曜日を除く  
午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（22日（木）は午後7時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 42-3280（内線333）  
42-4284（直通電話）

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

## 7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

### ①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

### ②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

### ③令和5年度課税証明書等（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の令和5年度課税証明書等（次項参照）

#### (1) 給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和5年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	・令和5年度課税証明書 ・令和5年分源泉徴収票 ※両方提出してください。

令和5年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度課税証明書</li> <li>・給与支払証明書（別紙）</li> </ul> ※両方提出してください。
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	

（2）事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和5年1月1日以前から引き続き営業している方	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	・令和5年分の所得税の確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）
令和5年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度課税証明書</li> <li>・営業実績証明書（別紙）</li> </ul> ※両方提出してください。
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで（2カ月以上の実績がない方は連絡してください。）	※両方提出してください。

（3）年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
令和5年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	・令和5年度課税証明書
令和5年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金振込通知書（はがき）又は年金証書の写し</li> </ul> ※両方提出してください。

（4）収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ・雇用保険受給資格者証または離職票
- ・退職証明書

④市税の完納証明書（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤調査票

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

⑥その他の必要な書類

- （1）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。

- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方  
令和5年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと  
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方  
家主の立ち退き要求書を提出してください。  
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約  
証明書を提出してください。
- (6) 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。
- (7) 自治会入会の同意書を提出してください。

**【提出書類の注意事項】**

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和6年4月5日（金）予定

10 入居可能日

令和6年5月1日（水）予定

11 住宅困窮基準

**【抜粋】綾部市営住宅設置及び管理条例第8条**

（入居者の選考）



第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、綾部市営住宅入居者選考委員会の意見を聞いて、入居者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者



収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－550,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999\text{円} \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000\text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000\text{円} \times 0.7 - 180,000\text{円} = \underline{\underline{1,819,200\text{円}}}$$

なお、令和5年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、令和5年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 600,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円を超え10,000,000円以下	(A) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円を超える場合	(A) - 1,955,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含まれます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算） : 1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基 準 額	同 居 親 族 及 び 別 居 の 扶 養 親 族 数					
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一 般 申 込 者	158,000円 以 下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申 込 者	214,000円 以 下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世 帯 区 分	要 件	必 要 書 類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が60歳以上の方であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

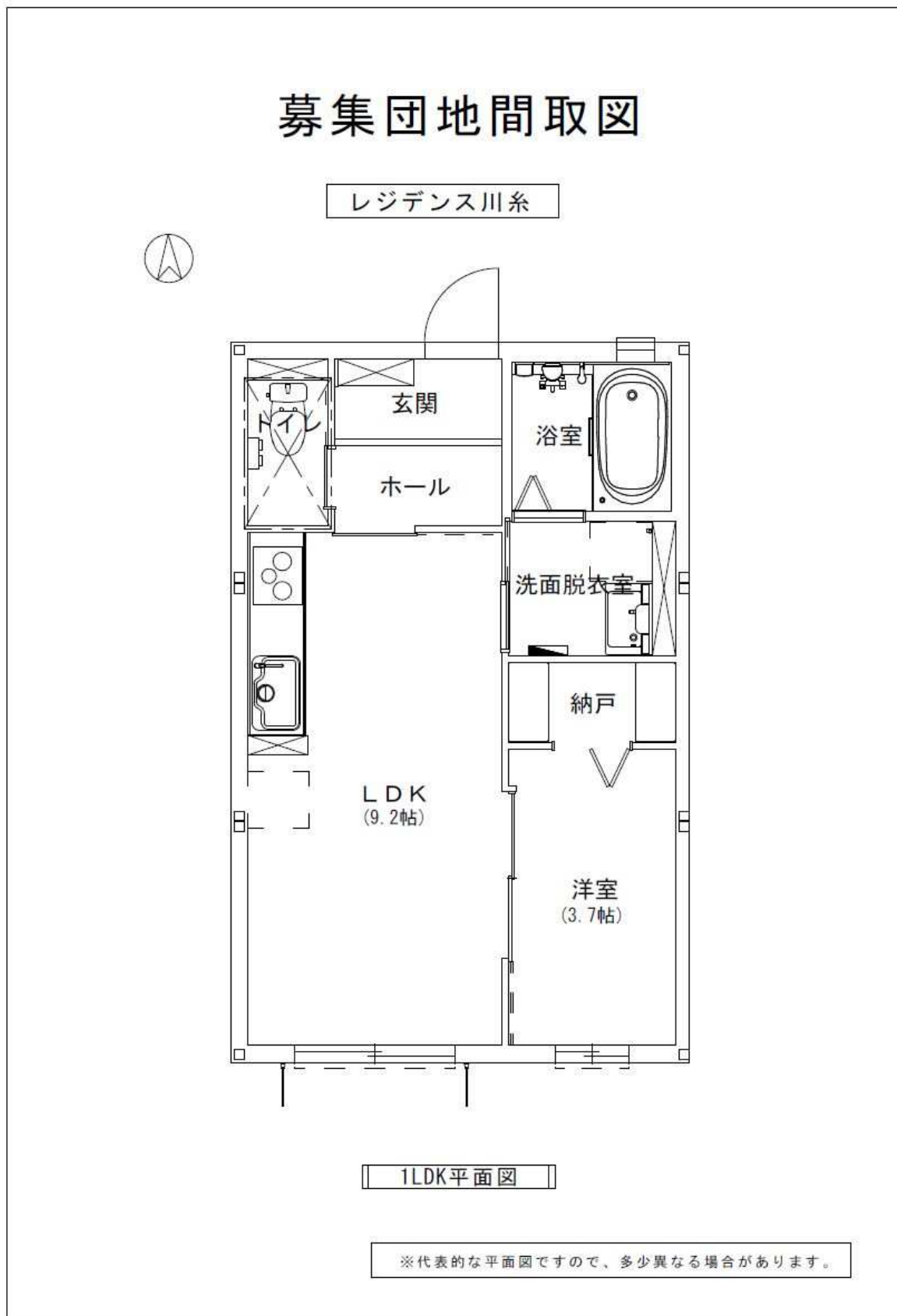
種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居しようとする親族（申込人を除く）</li> <li>・別居の扶養親族</li> </ul>	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の方</li> </ul>	1人につき10万円
16歳以上23歳未満 の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方</li> </ul>	1人につき25万円
障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>・戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> <li>・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> </ul>	1人につき27万円
特 別 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方</li> <li>・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方</li> <li>・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方</li> <li>・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方</li> </ul>	1人につき40万円
寡 婦	<p>年間総所得が500万円以下のうち、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方</li> <li>・夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方</li> </ul> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
ひ と り 親	<p>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が500万円以下の方</p> <p>※ 事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと</p>	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	<p>申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者</p> <p>※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額</p>	1人につきその人の所得から最高10万円 （※所得が10万円未満の場合は、その所得金額）

## 募集団地位置図

① レジデンス川糸（川糸町）



# 募集団地間取図





綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第11回（1月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年1月19日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和6年1月25日（木）14時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第30号 綾部市地域教育推進員設置要綱の一部改正について



綾部市教育委員会告示第2号

綾部市地域教育推進員設置要綱（平成12年綾部市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月26日

綾部市教育委員会  
教育長 村上元良

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「人権」を「綾部市人権尊重のまちづくり条例（令和4年綾部市条例第1号）第2条の基本理念を踏まえ、人権」に改める。

第2条中「指導助言」を「支援」に改める。

第3条第2号中「活動の指導助言に当たる」を「機会を提供し、その支援に努める」に改める。

第5条中「3年」を「1年」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。